

# 下北地域公共交通計画策定事業業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、下北地域公共交通計画策定事業業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 下北地域公共交通計画策定事業業務委託
- (2) 業務内容 下北地域公共交通計画策定事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3 予算額

6,600,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。  
ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 日程

### (1) 公告

令和6年6月12日（水）から令和6年6月26日（水）まで

### (2) 質疑提出

令和6年6月19日（水）午後5時まで

### (3) 質疑回答

令和6年6月21日（金）午後5時まで

### (4) 参加申込

令和6年6月12日（水）から令和6年6月26日（水）まで  
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

**(5) 企画提案書等提出**

令和6年7月1日（月）から令和6年7月10日（水）まで  
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

**(6) 企画提案書審査**

本プロポーザルにおいては、書類審査のみを実施し、プレゼンテーションやヒアリングは実施しない。

**(7) 結果通知**

令和6年7月19日（金）（予定）

**6 参加資格**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。

**7 質疑応答**

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

**(1) 提出方法**

質問書（様式第5号）により、電子メールで提出すること。

**(2) 提出期限**

令和6年6月19日（水）午後5時まで

**(3) 提出先**

下北地域公共交通総合連携協議会事務局（むつ市政策推進部交通政策課）

E-mail: kotsu@city.mutsu.lg.jp

#### (4) 回答方法

回答は、令和6年6月21日（金）午後5時までに、質問者に対し、電子メールで行うものとするが、その質問が仕様に対する内容である等、質問者のみへの回答では公平性に影響があると判断される場合は、全ての者に通知するものとする。

#### (5) その他

提出期限を過ぎた質問又は指定した提出方法以外の質問は受付けない。

### 8 参加申込手続

#### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）
- オ 法人事業者の場合は、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- カ 個人事業者の場合は、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書
- キ 財務諸表  
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- ク 納税証明書  
国税、県税、所在地の納税証明書

#### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

#### (3) 提出期間

令和6年6月12日（水）から令和6年6月26日（水）まで  
（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

#### (4) 提出先

下北地域公共交通総合連携協議会事務局（むつ市政策推進部交通政策課）  
〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

## 9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を全ての申込み者に参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内に、その理由の説明を求めることができるものとする。

## 10 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書を提出する者（以下「企画提案者」という。）は、下北地域公共交通計画策定事業業務委託仕様書に基づき、審査基準の内容を踏まえた上で、企画提案書を作成し、提出すること。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（任意様式）

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

ア 会社概要（パンフレット等の別添可）

イ 本業務の実施体制

ウ 業務担当者（総括責任者、主担当者等）の所属、役職、氏名、業務実績、経験年数等

エ 他の地方公共団体の実績

オ 業務実施方針、実施内容、実施手法等

カ 業務スケジュール

キ その他各業務に関する提案等

#### ② 参考見積書（任意様式）

業務に係る見積額を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

#### ③ その他必要な説明資料（任意様式）

#### ④ 上記をPDFデータでまとめた電子記録媒体（CD-R）

### (2) 提出部数等

① 企画提案書及び参考見積書は全て7部印刷すること。

② 用紙サイズは全てA4版とする。

③ 提出書類は全て左上をホチキス止めとすること。

④ 電子記録媒体（CD-R）は1枚とする。

### (3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール

### (4) 提出期限

令和6年7月10日（水）午後5時まで

### (5) 提出先

下北地域公共交通総合連携協議会事務局（むつ市政策推進部交通政策課）

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

E-mail: kotsu@city.mutsu.lg.jp

## 1.1 審査

- (1) 提出された企画提案書等を用いて、下北地域公共交通総合連携協議会に設置されたプロポーザル審査委員会が別紙審査基準に基づき審査する。
- (2) 本プロポーザルにおいては、書類審査のみとし、プレゼンテーションやヒアリングは実施しない。

## 1.2 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けた全ての企画提案者に対し、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった企画提案者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

## 1.3 その他

### (1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- エ 協議会が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

### (2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 参考見積書の金額が、予め示された予算の上限額を超過した場合

### (3) 参加辞退について

参加申込書提出後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

### (4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出に係る費用など必要な経費は、全て事業者の負担とする。

なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て事業者が負担すること。

### (5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、協議会に情報開示の請求があった場合、第三者に開示することがある。

ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

### (6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

## 1.4 問い合わせ先

下北地域公共交通総合連携協議会事務局（むつ市政策推進部交通政策課）

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL：0175-22-1111（内線2352）

E-mail：kotsu@city.mutsu.lg.jp